

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第15号
事故等種類	衝突（ドルフィン）
発生日時	平成25年1月7日 14時40分ごろ
発生場所	愛媛県今治市波方ターミナルNo.3バース 波方ターミナルシーバース灯から真方位270° 200m付近 （概位 北緯34°07.3′ 東経132°54.3′）
事故等調査の経過	平成25年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ケミカルタンカー オリエンタルエース、2,251トン
船舶番号、船舶所有者等	136114、東ソー物流株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 球状船首部右側外板に凹損 ドルフィン 不明
事故等の経過	本船は、船長ほか9人が乗り組み、揚げ荷役のため、波方ターミナルのNo.3バース（以下「No.3バース」という。）に右舷着けしようとし、機関、バウスラスター、舵及び左錨を使用して着棧作業中、船首がドルフィンに接近するので、潮流に圧流されていると思い、バウスラスターを左転に使用して全速力後進としたが、平成25年1月7日14時40分ごろ、球状船首右側が、No.3バースドルフィンの支柱に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、流向 南、流速 不明
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、波方ターミナルのNo.3バースに着棧作業中、潮流に圧流されたことから、ドルフィンに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波方ターミナルのNo.3バースに着棧作業中、潮流に圧流されたため、ドルフィンに衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着棧作業を行う際、風潮流の影響を受けることがあるので、影響

	を考慮した操船を行うこと。
--	---------------